

2026年3月2日

一般社団法人 日本病院会
会員病院 各位

一般社団法人日本病院会
会長 相澤孝夫

病院に従事する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の処遇改善と
切れ目のないリハビリテーションの提供体制の構築等について(依頼)

貴院におかれましては、益々ご清栄のことと拝察申し上げます。

日頃より、日本病院会の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、公益社団法人日本理学療法協会会長、一般社団法人日本作業療法士協会会長及び一般社団法人日本言語聴覚士協会会長から、別紙のとおり理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の処遇改善並びに今般の診療報酬改定等における対応について依頼がありました。

日本病院会といたしても、職員の処遇改善は、病院職員の確保及び患者に対する適切な医療提供の観点から極めて重要であると考えております。このため、令和7年度補正予算及び令和8年度診療報酬改定を踏まえ、各病院におかれましては、病院従事者の賃上げの実施についてご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

令和8年度診療報酬改定において新設された「看護・多職種協働加算」は、患者像に応じた専門的な治療やケアを提供し、患者のADLの維持・向上等に係る取組を推進するため、重症度、医療・看護必要度の高い高齢者等が主に入棟する病棟において、看護職員や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士又は臨床検査技師が協働して病棟業務を行う体制を評価するものです。

また、入院直後における早期リハビリテーション介入の推進及び効果的なリハビリテーションを推進する観点から、土日祝日でもより早期に開始するリハビリテーションを評価する「休日リハビリテーション加算」の新設は、切れ目のないリハビリテーション提供体制の構築を重視したものであると考えられます。

つきましては、各会員病院におかれまして、今般の診療報酬改定の内容をご確認のうえ、自病院におけるリハビリテーション提供体制の整備等について、あわせてご対応いただきますようお願い申し上げます。

2026年2月27日

一般社団法人日本病院会
会長 相澤 孝夫 様

公益社団法人日本理学療法士協会
会長 斉藤 秀之
一般社団法人日本作業療法士協会
会長 山本 伸一
一般社団法人日本言語聴覚士協会
会長 内山 量史

急性期および包括期におけるリハビリテーションの365日提供体制構築の実現に向けた
リハビリテーション専門職の配置の推進について（お願い）

平素より理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下、「3療法士」）に係る活動にご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、先般、中央社会保険医療協議会での議論を経て答申が示されました令和8年度診療報酬改定（以下、「本改定」）において、看護職員に加えて、3療法士を含む多職種が専門性を発揮しつつ病棟で協働する体制を評価する「看護・多職種協働加算」が新設されました。また、令和6年度診療報酬改定で新設された「リハビリテーション・栄養・口腔連携加算」については、本改定において、さらなる評価と地域包括ケア病棟入院料においても評価されることとなりました。

このように、リハビリテーションの365日提供体制の実現に向けて3療法士を病棟に配置し、多職種と連携をしながら患者の日常生活動作の維持・改善を図ることは、患者の療養の質の向上はもとより、在院日数短縮などの医療経済的観点からも大きな意義を有するものと認識しております。

また、発症早期からのリハビリテーションの推進についても、本改定では「早期リハビリテーション加算」の見直しに加え、土日祝日のリハビリテーション提供を評価する「休日リハビリテーション加算」が新設されました。早期リハビリテーションの効果については多くのエビデンスが示されており、その実施の有無が患者の機能予後を大きく左右することは広く知られております。

つきましては、全国いずれの地域においても患者が早期からリハビリテーションを受けられるよう、土日祝日を含めた365日のリハビリテーション提供体制および、各医療専門職が専門性に基づいて業務を行う体制の構築に、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

また、貴団体におかれましては、本件につきまして会員の皆様へのご周知をお願い申し上げますとともに、今後ともリハビリテーション専門職団体の活動に対し、変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026年2月26日

一般社団法人日本病院会
会長 相澤 孝夫 様

公益社団法人日本理学療法士協会
会長 齊藤 秀之
一般社団法人日本作業療法士協会
会長 山本 伸一
一般社団法人日本言語聴覚士協会
会長 内山 量史

令和7年度補正予算および令和8年度診療報酬改定による
医療機関等に従事する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の処遇改善について（お願い）

平素より理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下、3療法士）に係る活動にご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、先般成立した令和7年度補正予算において、医療従事者の処遇改善を支援すること等を目的とした「医療・介護等支援パッケージ」が決定いたしました。そのなかで、3療法士について、1人当たり6万円の賃上げを十分実現し得る規模の予算が確保されたと考えています。また、令和8年度診療報酬改定においては、医療従事者の人材確保に向けて処遇改善が基本方針にも含まれ、改定率は本体+3.09%、うち、賃上げ分 +1.70%（令和8年度及び令和9年度の2年度平均。令和8年度 +1.23%、令和9年度 +2.18%）が決定されました。さらに、介護報酬および障害福祉サービス等報酬の期中改定においては、介護・福祉職員のみならず、介護・障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施することとなりました。

補正予算における賃上げが3療法士に確実に配分されること、また3つの報酬改定において整理された現場で働く3療法士をはじめとした医療従事者の賃上げが「確実に」実施されるよう、またそれにより3療法士の他産業への流出を防ぐことで、リハビリテーションが必要な方に十分なサービスが提供されるよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

貴団体におかれましては、本件を会員各位にご周知いただくとともに、今後ともリハビリテーション専門職団体の活動について、ご高配いただければ幸いです。